

| 表 | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写 真</p> </div> <p style="text-align: center;">所 属 庁 官 職 (職 名) 氏 名 生 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 交 付</p> <p style="text-align: center;">環境大臣(都道府県知事)</p> | <p>この証明書を携帯する者は、自然公園法第三十条第一項に規定する立入検査等を行う職員である。</p> |
| 裏 | |
| <p style="text-align: center;">自然公園法(抄)</p> <p style="text-align: center;">(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第三十条 環境大臣又は都道府県知事は、第二十四条から第三十一条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第八十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 (省略)</p> <p>四 第三十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>(以下省略)</p> | |

備考 この用紙は、A列六番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とする。